



台風19号による被災者生活再建支援のお知らせ

令和元年11月22日 第2号

佐野市復興推進本部

電話番号：25-8513

○11月30日（土）から災害見舞金等受付窓口を設置します。

受付場所	受付期間・受付時間	受付内容	問合せ先
市役所1階 市民活動スペース	○受付期間 11月30日（土）～12月27日（金） ※受付期間以降は、各担当課窓口において受付させていただきます。 ○受付時間 【平日】8時30分から17時15分まで 【土曜・日曜】9時から16時まで	①災害見舞金 ②被災家財等購入等補助金 ③被災者生活再建支援金	災害見舞金等窓口専用ダイヤル 電話：86-9512 12月27日（金）まで ※1月6日（月）以降：社会福祉課 電話：20-3020
		④国民健康保険税の減免	市民税課 電話：20-3007
		⑤介護保険料の減免	介護保険課 電話：20-3022

※申請窓口でお待ちいただく時間を少なくするため、次のとおり町会別に受付期間を分けますので、ご協力をお願いします。

◎11月30日（土）から12月6日（金）まで・・・赤坂町、大橋町 ◎12月7日（土）以降・・・すべての町会

①災害見舞金について【被災した世帯へ見舞金を支給します】

- ▶**対象** ①市内に居住する被災世帯の世帯主（被災時に本市の住民基本台帳に登録されており、被災住宅に居住していた方）
※当該住家に2以上の世帯が居住し生計をともにしている場合には、そのいずれかの世帯主
※生活の本拠でない空き家、物置、車庫等は対象になりません。
- ②事務所又は事業所が被災した事業主 ※納屋、物置等簡易な建物は対象になりません。
- ▶**見舞金額** ※見舞金の支給額は、被災した棟数にかかわらず、床上浸水の場合は10万円、床下浸水の場合は1万円となります。
※申請から見舞金支給までは数か月かかります。
- ▶**必要書類等** 支給申請書（既に「り災証明書」を申請された方で、住家の床下浸水以上の被災をされた方には11月26日以降に郵送いたします。また、ホームページからのダウンロードや窓口の申請書もご利用いただけます。）、窓口に来た方の身分証明書（運転免許証、保険証等）、振込口座の通帳（世帯主、事業主等においては代表者等）、印鑑（世帯主、事業者等においては代表者等）、り災証明書の原本又はその写し、事業者の場合は事業を営んでいることがわかる書類（税務申告書等の写し）

②被災家財等購入等補助金について【被災した家財等の購入（修繕）費用の一部を補助します】

- ▶**対象** ①市内の住家等に居住する被災世帯の世帯主（被災時に本市の住民基本台帳に登録されている方）
※当該住家に2以上の世帯が居住し生計をともにしている場合には、そのいずれかの世帯主
※家財及び家電の購入（又は修繕）に対する補助金の交付については、居住していた住宅が床上浸水の被害を受けた世帯に限ります。
- ▶**補助額** ※補助金申請から交付までは数か月かかります。

対象	補助額	申請上限
家財・家電の購入（又は修繕）	購入（又は修繕）金額の20%で、上限額は1世帯につき10万円	1回限り
自動車の購入（又は修繕）	購入（又は修繕）金額の20%で、上限額は1世帯につき20万円（自動車1台につき上限額10万円）※事業用自動車は対象外です。	2回まで

※購入（又は修繕）額から保険等で補填された金額は差し引きます。

※家財、家電、自動車ともに原則、令和2年2月29日までに購入したものが対象になります。

- ▶**必要書類等** 交付申請書（ホームページからのダウンロードや窓口の申請書もご利用いただけます。）、窓口に来た方の身分証明書（運転免許証、保険証等）、振込口座の通帳（世帯主）、印鑑（世帯主）、購入（又は修繕）に要した費用を証明する書類（領収書等）、り災証明書の原本又はその写し（家財は床上浸水のり災証明書、自動車は自動車のり災証明書の原本又はその写しが必要）、購入等自動車の車検証（自動車に関する申請の場合）

③被災者生活再建支援金について【被災世帯への生活再建支援金の申請受付をします】

- ▶**対象** ①全壊世帯（住宅が全壊した世帯）※被害区分が「全壊」であるり災証明書が必要です。
②解体世帯（住宅が半壊か大規模半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯）※被害区分が「半壊」または「大規模半壊」であるり災証明及び解体確認依頼書等が必要です。
③大規模半壊世帯（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯）
※被害区分が「大規模半壊」であるり災証明書が必要です。
- ▶**支援金額** ※支援金申請から支給までは数か月かかります。
支給額は裏面の「①基礎支援金」及び「②加算支援金」の合計額となります。
①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金です。） ②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金です。）
- ▶**必要書類等** 申請書（ホームページからのダウンロードや窓口の申請書もご利用いただけます。）、窓口に来た方の身分証明書（運転免許証、保険証等）、振込口座の通帳（世帯主）、り災証明書の原本、住民票の原本（り災時に世帯が居住していたことが証明でき、世帯全員・続柄入りのもの）、【住宅を解体された世帯の場合】滅失登記簿謄本又は解体確認依頼書※解体理由が敷地被害による場合は敷地被害が確認できる書類（被害状況の写真等）も必要になります、【加算支援金を申請する場合】契約書の写し（住宅の建設、購入、補修、賃借がわかるもの）

◆契約書に最低限必要な記載内容◆

【建設・購入、補修の場合】

- ・契約日
- ・注文者、請負者双方の記名押印
- ・工事施工場所
- ・契約金額
- ・工期
- ・工事内容

【賃貸（公営住宅を除く）の場合】

- ・契約日
- ・賃貸人、賃借人双方の記名押印
- ・賃貸場所
- ・賃料（無償は対象外）
- ・賃貸契約期間
- ・契約内容（居住目的であること）

支給額一覧表

区分		基礎支援金		加算支援金		計
		住宅の被害程度		住宅の再建方法		
		①基礎支援金		②加算支援金		
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
			補修	100万円	200万円	
			賃借	50万円	150万円	
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
			補修	100万円	150万円	
			賃借	50万円	100万円	
単数世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円	
			補修	75万円	150万円	
			賃借	37万5千円	112万5千円	
	大規模半壊世帯	37万5千円	建設・購入	150万円	187万5千円	
			補修	75万円	112万5千円	
			賃借	37万5千円	75万円	

※大規模半壊世帯がやむを得ず住宅を解体した場合は、全壊と同じ支援内容になります。

※加算支援金の「賃借」について、公営住宅は対象外になります。

④国民健康保険税の減免及び、⑤介護保険料の減免について

- ▶対象 居住する住宅に床上浸水以上の被害があった方等
- ▶必要書類 減免申請書（①災害見舞金の支給申請書を郵送する際に同封します。）、り災証明書（コピー可）

○その他の支援について

①被災住宅の応急修理について 【被災した住宅に対し市が業者に依頼して、一定の範囲内で応急的に修理します】

- ▶対象 住宅が半壊もしくは一部損壊（準半壊）又は大規模半壊。（半壊及び一部損壊（準半壊）の場合は、自ら修理する資力がない世帯）
- ▶限度額 1世帯当たり59万5千円（一部損壊（準半壊）は30万円）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなします。
- ▶必要書類 応急修理申込書、見積書、り災証明書（コピー可）、半壊及び一部損壊（準半壊）の場合は申出書、被害状況が確認できる写真
- ▶問合せ先 【平日】8:30~17:15 【土曜・日曜】9:00~16:00 市役所1階佐野市紹介スペースで受付します。
建築住宅課 電話20-3103

②農業に対する支援【被災した農業者を支援します】

- ▶対象 ①農業用機械（購入・修理）、②農作物等（農薬・肥料・種苗の購入等）③農業用施設（修繕、再建、撤去、土砂撤去）
④農業用ハウスの補強、⑤復旧資金の借り入れ（利子に対する補助）
- ▶必要書類 見積書（実施後の場合は領収書）及び明細書の写し、対象個所の写真など
- ▶問合せ先 補助の要件や補助金額等の詳細につきましては、必要書類をご用意の上、農政課までお問い合わせください。
農政課 電話20-3043

③介護に関する支援【介護保険利用料（利用者負担額）を免除します】

- ▶対象 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水、またはこれに準ずる旨 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた旨
③主たる生計維持者の行方が不明である旨④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した旨
⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ▶問合せ先 介護保険課または担当のケアマネージャー、介護サービス事業所に確認の上お申出ください。
介護保険課介護サービス係 電話20-3022

④後期高齢者医療保険料の減免について

- ▶対象 居住する住宅に床上浸水以上の被害があった方等
- ▶必要書類 減免申請書、り災証明書（コピー可）
- ▶問合せ先 いきいき高齢課 電話20-3021

⑤固定資産税・都市計画税の減免について

- ▶対象 所有する家屋等が全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水等）と判定された方
- ▶必要書類 減免申請書、り災証明書（コピー可）
- ▶問合せ先 資産税課 電話20-3009

⑥市・県民税の減免について【被災した程度に応じて、市・県民税を軽減又は免除を受けられる場合があります】

- ▶対象 次の①~④の条件を満たす方が減免の対象になります。
①被災により、市・県民税の納付が著しく困難な方、②市・県民税が課税されていて、納期限の過ぎていない税額がある方、
③前年(2018年)の合計所得金額が1,000万円以下の方、④災害により、自己（または控除対象配偶者・同居の扶養親族）の
所有する住宅・家財に30%に相当する額以上の損害（保険金などの補填額を除きます）を受けた方
※申請された方の所得減少割合、今後の収入状況、生活状況等を調査した上で決定するため、減免に該当しない場合があります。
- ▶必要書類 減免申請書、り災証明書（コピー可）、住宅・家財の取得額・損害額がわかるもの、保険金などの補填額がわかるもの、
本人確認書類、窓口に来る方が代理人の場合は委任状
- ▶問合せ先 市民税課 電話20-3008

⑦医療費に対する支援について

- ▶対象 国民健康保険又は後期高齢者医療に加入し、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方等は、医療機
関等の窓口でその旨を申告して頂くことで、医療保険の窓口負担について支払が不要となります。
- ▶問合せ先 医療保険課 国保係 電話20-3024 いきいき高齢課 長寿医療係 電話20-3021

○各種手続きに必要な「り災証明書」の発行について

住宅等に被害があった場合、所有者または居住者にその被害の証明として交付するものです。
※支援の手続きに必要な場合がありますので、早めに手続きをお願いします。

受付場所	受付時間	問合せ先	手数料
佐野市紹介スペース (市役所1階総合案内となり)	【平日】8時30分から17時15分まで 【土曜・日曜】9時から16時まで(11月30日から)	市民課：電話20-3019	無料
田沼行政センター	【平日】8時30分から17時15分まで	田沼行政センター：電話61-1124	
葛生行政センター		葛生行政センター：電話86-4713	
赤見、野上、新合、飛駒の各支所			

- ▼必要書類 り災証明願、申請者の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカード・保険証など）、
窓口に来る方が代理人の場合は委任状、被害を確認できる書類（被災状況がわかる印刷した写真、修理の見積書・領収書など）
- ※ 郵送による申請を行うことができます。（本人が確認できる書類の写しを同封し、り災証明願及び添付書類をお送りください。）
【宛先】 〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地 佐野市役所市民課

※各支援制度について詳細を記載した『台風19号被災者生活再建支援ハンドブック』
を11月23日(土)より市役所、各行政センター、各支所、各公民館へ設置いたしましたので、ご活用ください。 【市役所HPにも掲載しております。】